

## 汚染の概要及び対応

「平成 28 年度地下水の水質測定計画（新潟県）」に基づき市が実施した地下水概況調査において、柿崎区直海浜地内の個人宅井戸水から有害物質である「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超えて検出されました。

### 1 地下水概況調査とは

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、214 地区（当市調査分 25 地区）について、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間で実施する環境監視調査として行う。

平成 28 年度における当市調査分は 5 地区。

[このたびの事案に係る調査]

- ・調査月日 平成 28 年 7 月 27 日（水）（計量証明書受領 8 月 10 日（水））
- ・調査井戸深度 5m
- ・環境基準を超えて検出したもの

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 12mg/ℓ

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水の水質汚濁に係る環境基準＝10mg/ℓ以下

### 2 市の対応

- ・調査井戸及び周辺に飲用井戸の届出があることを確認したため、飲用井戸の届出者へ、飲用利用の現況を確認の上、概要や市の対応のほか周辺の地下水調査の結果が判明するまでの間、飲用としての井戸水使用の中止を伝えます。
- ・近日中に、周辺の地下水調査を行い、汚染の有無や汚染の広がりを把握します。

(参考)

#### ○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について

- ・健康への影響…硝酸性窒素は、それ自体は急性毒性をほとんど持たないが、乳幼児の酸素欠乏症を引き起こすといわれている。亜硝酸性窒素は、メトヘモグロビン血症以外に、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られる。